

# 雲南市議会基本条例

## 目次

### 前文

#### 第1章 総則（第1条）

#### 第2章 議会及び議員の活動原則（第2条―第5条）

#### 第3章 市民と議会との関係（第6条―第10条）

#### 第4章 市長等との関係（第11条―第13条）

#### 第5章 議員間討議（第14条）

#### 第6章 議会運営及び体制（第15条―第21条）

#### 第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第22条―第24条）

#### 第8章 最高規範性及び評価と見直し等（第25条―第27条）

### 附則

地方分権時代にあつて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大し、地域の自立が求められている。また、人口減少、少子高齢化及びグローバル化が進む中、持続可能なまちの実現に向け、二元代表制の一翼を担う議会の果たすべき役割はますます大きくなっている。

雲南市議会は、市民の代表機関として雲南市まちづくり基本条例（平成20年雲南市条例第36号）に則り、持てる権能を十分に発揮し、市の発展と市民福祉の向上のため、最良の意思決定に導く使命が課せられている。

これを達成するため、評価と監視機能の強化、市政の課題と論点や争点の明確化、市民への情報提供と情報公開、多様な市民参加の推進と意見の反映、政策提言と政策提案、議員間の自由討議、市長等執行機関との緊張感保持、議員の自己研さんと資質の向上などに積極的に取り組む。

ここに雲南市議会は、市民にわかりやすく信頼される議会となるべく決意し、議会の最高規範となるこの条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、地方分権時代にふさわしい議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本事項を定めることにより、議会の活性化と充実を図り、もって市の発展と市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

### 第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性と透明性を確保し、市民に開かれたわかりやすい議会運営を行うこと。
- (2) 市民の意見を的確に把握して市政に反映できるよう、市民参加の多様な機会を設けること。
- (3) 議決責任を深く認識し、市民に対する情報提供及び情報公開を積極的に推進し、説明責任を果たすこと。
- (4) 政策の決定や執行など市政を監視し、評価すること。
- (5) 市民の意見等を考慮した政策提言を行うとともに政策提案に努めること。
- (6) 重要な政策については、論点を整理し、深い審議及び審査に取り組むこと。
- (7) 合意形成を目指して議論を尽くすこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民の意見を的確に把握するとともに、一部の地域や団体の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- (2) 市民の代表として誠実かつ公正に活動を行い、不断の研さんと市政に関する調査研究、政策提言及び政策提案に努めること。
- (3) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、積極的に討議を行うこと。

(議長の責務)

第4条 議長は、議会を代表して中立かつ公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

(会派)

第5条 議員は、政策を中心として同じ志を持つ議員で構成する会派を結成することができる。

- 2 会派は、その活動において、政策提言及び政策提案を行うための調査研究に努めなければならない。

第3章 市民と議会との関係

(市民参加及び市民との関係)

第6条 議会は、市民参加の多様な機会を設け、市民との協働のまちづくりを推進する。

2 議会は、市民の声を市政に反映するため、住民、各種団体又はNPO等との意見交換の場を設けるよう努める。

3 議会は、広く市民の意見及び専門的知見を審議等に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の活用に努める。

(情報の公開及び共有)

第7条 議会は、開かれた議会を目指すため、市民への情報公開を進め、情報の共有化を図る。

2 議会は、本会議、委員会及び全員協議会を原則として公開する。また、議事録も公開とする。

3 議会は、議案の審査等に関する資料について公開とする。

4 議会は、議決に対する説明責任を果たすため、議員個人の賛否の意思表示について公表するよう努める。

(請願及び陳情)

第8条 議会は、請願及び陳情を政策提案と受け止め、必要に応じて提出者の説明機会を設ける。

(議会報告会)

第9条 議会は、市民への情報提供と市民からの意見聴取の場とする議会報告会を行う。

(広報広聴)

第10条 議会は、議会報をはじめ、多様な広報手段で広報活動に努める。

2 議会は、市民の声を議会運営に反映するため、市民への広聴活動に努める。

3 議会は、前条及び前2項に定める活動を行うため、広報広聴委員会を設置する。

4 広報広聴委員会に関することは、別に定める。

#### 第4章 市長等との関係

(市長等と議会及び議員の関係)

第11条 議会は、独立かつ対等な立場において市長等執行機関(以下「市長等」という。)との緊張ある関係の保持に努めなければならない。

2 一般質問においては、議論を深めるため、一問一答方式で行うことができる。

- 3 市長等は、本会議において、論点をわかりやすく明確にするため、議員の質疑又は質問に対し、議長の許可を得て反問することができる。
- 4 議員は、二元代表制及び住民自治の観点から、執行機関の諮問機関及び審議会等の委員については、法令等で定めるもの以外は就任しない。
- 5 市長等は、本会議において可決された附帯決議を尊重しなければならない。
- 6 市長等は、議会が採択した請願及び陳情のうち、議会が市長等において措置することが適当と認めるものについて、その実現に努める。
- 7 議会は、市長等に対し、前項に関する処理の経過及び結果について報告を求めることができる。

(政策情報の提出)

第12条 議会は、市長等が提案する重要政策について、深く審議を行うため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求める。

- (1) 政策立案の背景
  - (2) 提案に至るまでの経緯
  - (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
  - (4) 政策立案の過程における市民参加の有無と内容
  - (5) 総合計画との整合性
  - (6) 財源措置
  - (7) 将来にわたる成果及びコスト計算
- 2 議会は、議案等の審議において、市長等に対して、議会が必要とする資料の提出を求めことができる。

(議決事件)

第13条 議会は、二元代表制の下でその役割を果たすため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議決事件の追加については、必要に応じて別に条例で定める。

## 第5章 議員間討議

第14条 議会は、合議制の機関であることを踏まえ、議員間で自由な討議を重ね合意形成に努める。

- 2 議長は、議会が議論の場であることを踏まえ、議員間の自由な討議を重視した運営に努める。
- 3 議会は、議員間による討議を尽くし、市長等に対する政策提言及び政策提案を積極的に行う。

## 第6章 議会運営及び体制

### (議会運営)

第15条 議会は、議員平等の原則による民主的な運営を基本とし、効率的な運営を行わなければならない。

2 議会は、市民にわかりやすい言葉及び表現による議会運営に努める。

### (委員会)

第16条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)は、専門性などその特性が十分に発揮できる運営に努める。

2 委員会は、所管する事務に関する調査を積極的に行うよう努める。

3 委員長は、調査又は審査に当たっては中立かつ公正な立場で、委員間の自由な討議が積極的に行われるよう委員会を運営しなければならない。

4 委員会は、政策評価や決算審査及び議会報告会等での市民からの意見を踏まえ、積極的に政策提言をするよう努める。

### (研修)

第17条 議会は、審査、政策提言及び政策提案の能力を向上させるため、議員研修の充実に努める。

### (予算)

第18条 議会は、議事機関としての機能を充実させるため、必要な予算の確保に努める。

### (議会事務局)

第19条 議会は、審査、政策提言及び政策提案の機能を充実させるため、議会事務局の調査及び法務の機能の強化に努める。

### (政務活動費)

第20条 政務活動費は、議員の調査研究その他活動に資するために交付されていることを十分に認識し、適正に執行しなければならない。

2 政務活動費は、市民に対する説明責任を果たすため収支報告書等を公表しなければならない。

### (議会図書室)

第21条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努める。

## 第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

### (政治倫理)

第22条 議員は、市民の負託に応えるため、公正及び高潔な倫理的義務が課せ

られていることを常に自覚し、市民の代表者として、良心及び責任感を持ってその使命を果たすとともに、議会人としての品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

(定数)

第23条 議員定数は、雲南市議会議員の定数を定める条例(平成16年雲南市条例第326号)の定めるところによる。

2 議員又は委員会が、議員定数を定めた条例の改正議案を提出する場合は、明確な改正理由を付さなければならない。

3 前項の条例の改正議案の提出に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民及び識見を有する者からの客観的な意見を参考にしなければならない。

(報酬)

第24条 議員報酬は、別に条例で定めるところによる。

2 議員又は委員会が、議員報酬を定めた条例の改正議案を提出する場合は、明確な改正理由を付さなければならない。

3 前項の条例の改正議案の提出に当たっては、議員報酬の考え方及び議員活動の評価について、市民及び識見を有する者からの意見を参考にしなければならない。

## 第8章 最高規範性及び評価と見直し手続き

(最高規範性)

第25条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等の制定、改廃に当たっては、この条例と整合を図らなければならない。

(評価)

第26条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、この条例に基づく活動について、少なくとも年1回はその評価を行う。

2 前項の評価は、議会運営委員会を中心に行う。

(見直し等)

第27条 議会は、常に市民の意見又は社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて、この条例の改正その他必要な措置を講ずる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。